

○議長 横尾 武志君

3 番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

おはようございます。あらかじめですね、第 3 回定例会の通告書に基づきまして一問一答式で行いたいと思います。

まず始めに、件名 1 として土砂災害対策についてということで、入れております。この内容につきましても、行政報告の中で町長も広島県で起きた事故の内容につきましても、哀悼の意を表するということがございます。まさに私もその内容でございまして、まず要旨 1、芦屋町における土砂災害の危険箇所として約 30 カ所指定されているが、町としてどのような対策を講じるかということについて質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 小野 義之君

それでは土砂災害の危険箇所についてということでお答えします。

平成 13 年 4 月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律は、土砂災害が発生するおそれがある区域を指定して危険の周知を行い、警戒避難体制の整備を推進するとともに、危険な開発行為の制限や建築物の構造規制などによって、住民の生命・身体を守ろうとするものでございます。福岡県ではこの土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を踏まえて、平成 26 年 2 月 4 日、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されました。区域指定によりまして、芦屋町では情報伝達、警戒避難体制の整備や警戒避難に関する事項の住民への周知に努めてまいりたいと思っております。

土砂災害や水害は大雨などに伴って発生しますが、いつどこで起こるかを正確に予測することは難しく、日頃から災害を意識し、これへの対応を心がけておく必要がございます。そのため、土砂災害ハザードマップ簡易版を作成しまして、9 月 1 日号広報あしやに折り込んで、全戸配付いたしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

ただいまの危険箇所の内容については、報告がありましたけれども、いわゆるこの危険箇所という形の中で、町が保有しているものと一般のところでは保有しているものとで、対応に違いがでてくるのではないかと思いますので、その点について概略をお答えください。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

町が保有するものとしましては、町有地が該当してくるんですけども、特に従来から問題になっていますのが城山の崩落ですね。それと江川台の崩落。そういった事が起こっておりますけれども、それについては逐次崩落防止の工事とかですね、やってきております。また今回の指定によってそういった危険箇所が随時調査なりでですね、わかってくればですね、そういった崩落防止の予防の工事などをやっていかなければならないと思っております。

一般の土地につきましては、基本的に民有地でございますし、財産の問題もでございますので、町が今、早急にですね、その辺で危険な箇所を指定してどうこうするという事は考えておりませんけれども、状況によってはそういうことも起こり得るというふうに思っておりますので、やはり住民の周知という事で、今回もこういった危険箇所を周知することによってですね、そういったことを考えていただくという事になろうかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

今回の広島県の崩落防止といいますか、土石流の流出等につきましてはですね、やはり、今までであった、いわゆる雨水というんですかね、それがゲリラ的に降ってくると。これは一昨年は九州中部においてもやはりそういった事故が起こっておりますし、この対策については起こってからということでしょうけども、基本的にはですね、やはり情報伝達、起こってからの情報伝達をいかにやっていくのかというところがかなめになってくると思います。そうした場合に、芦屋町の場合に、それが横断的に、いわゆる縦系列だけではなくて、もう全国該当する課をですね、まとめてそしてその中で集中的にやっていくということが求められると思うんですが、芦屋町の場合にはですね、どのような形で一つの具体例で結構でございますので、出していただくとまたその辺で問題点というものがですね、浮かび上がってくると思うんですが、よろしく。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

役場の組織の中ではそれぞれ所管がございますので、今言われました管轄するところというんですかね、そこについては十分認識してもらわないといけないんで、それは今後、防災の所管が総務課でございますけども、まあそういった形で連携ですね、そういったものは努めてまいりた

いと思っています。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

それでは、この災害の内容につきましては、1 点目はそれで結構でございます。

今度は 2 点目といたしまして、やはり避難勧告の遅れが被害を大きくするという事で報道されていましたが、芦屋町においては、実際に出てきた場合にどのように対応されているのか、行政内部の組織と地区との連携の部分についてお答えください。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

避難勧告につきましては、大雨警報がですね、まず発令されますと、総務課の職員が常駐いたします。福岡県との情報連絡体制を構築してまいります。必要に応じまして災害対策本部ということで設置して、この対策本部の中で土砂災害発生危険度が高まったというような場合に、福岡県と気象台が共同して市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に基づいて、避難勧告等の判断を行ってまいります。避難勧告を発令する事前情報としては、避難準備情報というのがございます。これは避難に時間がかかる要援護者などは避難をこういった事で始めることになってまいります。また、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況においては、避難勧告を町が発令します。また、前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いというように判断された状況では、避難指示を町が発令するようにしております。

住民との連携という事ですけども、随時、自治区の区長さんあたりにも連絡体制をとっておりますし、そういう状況になれば消防団を出動して、警戒態勢にあたりとかそういったことになろうかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

ただいまですね、各区のところにも連絡がというところで、今のなんて言いますか、防災放送と言いますかね、その分が時々流れてくるという所があるんですが、この流し方、これがどういうふうになっているのかをお答えください。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

町にございます防災行政無線は30カ所ほど配置しておりますけども、今言った避難が必要になった場合ですね、避難所等を開設してまいりますので、そういったことになれば、防災行政無線を使ってですね、状況をご連絡する、流すと。避難所を開設していますと。務めて広報車を町内で巡回して、避難所の開設については周知をしているという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これが今、防災無線の関係をおっしゃられましたけども、かなり例えば、台風とかですね、そういったときに聞こえづらいという事で、やりかたを幾分かかえていると思うんですが、そのかえている状況にあってもなおかつですね、いわゆる聞こえてこないということで、実際に各区の区長さんのところにはですね、ファックスで流れてきます。ただ、その流れてきた内容を住民に周知するというのが結構難しいんですよ。ですからある意味その辺の流し方、いわゆる声と声が混ざらないだけではなくて、ある程度聞こえやすいような、そういったところで、何か対策を講じる必要があると思うのですが、その点について。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

防災行政無線については従来から聞きづらいという声はございましたので、町としても改善してきたのですけれども、時間的にエリアを分けて流すとかですね、そういうこともしてまいりましたけれども、やはりどうしても聞き忘れたとか、聞きづらいとか言う方もおられますので、今年度一応、録音装置とって今回予算をいただいておりますので、録音装置をすることによって確認できると。電話で確認ができるというような仕組みづくりを今から行ってまいりますので、そういうことも周知していこうかなというように考えております。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それでは土砂災害対策についてはですね、起こってからでは遅すぎるといったところで、県のほうについてもですね、広島県のところの部分についても、一応あの事故災害マニュアル的なものをつくったと。一応伝達が遅れたということで、かなりの被害が出たというふうに報道されております。芦屋町で万が一の場合が起こらないような対策をですね、今後も続けていただきたいと思っております。

平成 26 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

それでは、2 点目といたしまして、地区担当制度について一般質問を行います。

まず、第一に地区担当制度の概要とその事務の進捗状況につきましてお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

地区担当制度の概要と事務の進捗状況についてという形で、芦屋町ではこの地区担当制度というか、自治区担当職員制度という形の中で運用をしていこうという形で考えております。主な概要としましては、住民参画まちづくり条例に基づき、町民と行政が連携して豊かで暮しやすい「協働のまちづくり」の実現のため、すべての職員が地域の活動に参加し、町民による自主的な地域づくりのサポートを目的としております。しかし、本町職員の現状は、若年者や町外居住の増加等により、なかなか地域の実態を把握できていない状況があり、今後の「協働のまちづくり」の推進に支障をきたすことが懸念されています。

そこで、本制度については、ステップ 1 から 5 までの制度構築により活動していきます。

ステップ 1 は、職員と住民が顔見知りになるため、自治区の要望に基づき、職員が自治区活動にボランティアとして参加をする。これにつきましては、約 2 年間という形の中で考えております。

ステップ 2 は、自治区活動の実態について理解するとし、自治区の会議等へ参加し、地域課題等について意見交換を行う。

ステップ 3、ステップ 4 につきましては、将来的な地域のあり方の検討、計画の策定。住民と職員が協働して、将来の各自治区のあり方や活動目標を定めた計画を策定するとしております。

ステップ 5 は、策定した計画に基づき各自治区で活動を推進していくということで考えております。

現在の事務の進捗状況としては、ステップ 1 の活動に際し、全職員約 150 人を 14 班に編成し、1 つの班が 1～4 自治区を担当することとしています。今年度につきましては、9 月から活動に参加するようにしています。活動内容としましては、地域一斉清掃、町民体育祭、歳末防犯パトロール、自治区独自で行う行事の 4 事業に絞って、活動支援を行います。制度実施に向けて区長会に 6 月と 7 月に説明、4 事業に対する要望調査を行いました。職員につきましては、7 月に 3 日間に分け、職員説明会を実施しております。現在は、自治区から提出された職員派遣要望に基づき、各班の調整を行っております。最初の活動は、9 月 21 日の地域一斉清掃からになるかと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

これは 9 月から動き出したといったところで、今後に課題というものがでてくるんじゃないかなと思います。もう、この内容につきましては結構でございますが、一応あの今度は次の（２）、これは区長会のほうです、広川町を視察しております。そのところの部分で内容をあげておりますので、その点につきましてお答えください。内容は広川町において地域の特性を生かした地区ビジョンというものを 1 地区 30 万円の助成金を出して作成していますけども、芦屋町のほうではその考えがあるのかというところの内容です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

件名 2 についてお答えいたします。

広川町では、地区職員担当職員制度を平成 21 年から実施し、年度から地域づくり計画書の作成を自治区毎に行っております。その計画策定に係る経費について 15 万円を上限として町が補助し、その計画に基づいた事業を実施する場合、30 万円を限度として補助をしていると聞いております。

本町におきましては、平成 30 年からステップ 3、4 という形の中で、自治区毎の計画を策定していくということで考えております。その中で内容等の検討とあわせて補助金等について、現在、自治区活性化交付金、約 700 万あります。その活用の仕方を含めて、平成 29 年度をめどに検討をしていきたいと。事業等がたくさんあって経費等がかかるというふうになれば、またそこら辺は検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

今、芦屋町で今後の方向性といったところでお答えになりましたけれども、私は常々この一般質問の中で、やはり地域のまずはビジョン、その地区のその内容というのはそれぞれの問題、課題というのは違っておりますので、最初からですね、ある意味この 2 カ年を試行期間といった格好で、それに捉われるのではなくて、最初からこういった地区ビジョン、それに基づいて、例えば、今の実際の活動が地域活動として実際にやれるのかどうか。地域という格好の中で、ひとつの格差というものがかなり大き過ぎるから、ある意味その辺、東小学校区では 7 区になっている

平成 26 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

し、山鹿小学校区では 13 区になっている。芦屋小校区では 10 区になっている。端的に区名を出しますとね、金屋、中小路、市場というのはそれぞれが小さな区なので、そういったところをある程度一括して、そしてその上に立って一応地域づくりというものを考えたかどうかという考え方を、ビジョンとしてつくるべきではないかというようにお話しているんですが、その辺についての地区ビジョンをつくるお考えはありませんか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

その合併とかいう形の中で、地区ビジョンと言いますか、地域計画の形の中で、そこそ各自治区ありますので、その中で検討していただいた中で、将来的にあわさっていくとかいう話が出てくるのではないかと。行政がそれをひとつの自治区にしますよというのはなかなか難しいのではないのかと。やはり自治区が主導の活動になりますので、町としてはそれに対して支援をしていくという形をとっていききたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

これは副町長か、町長にちょっとお考えを聞きたいんですけども、実際これからの地域づくりというものをどのように考えていくのか。私のテーマは今回の部分はですね、やはりこれからの芦屋町というものをどう考えていったら、一番元気な芦屋町になるのですかというところで、ずっと今出しています。そうした時点で行政が主導していく、そしてまずはですよ、従来はその中で活動ができてただけども、いわゆる年数、30年、40年自治法が改正されてもう五十数年経っています。そうした中で、いわゆる各地区の状況というのは変わってきてますね。変わってきた状況においてそれをどうするかというのが、地区の中で投げ出されても、むしろなかなかやりづらい点があるんじゃないかなと。それよりも私は、昔の住居表示の実施のときに、これはひとつのこれからの地域づくりの中では、山鹿部を半分にしましょうとか、そういったところの部分が出されたけども、当時の区長さん方の反対というんですか、それは自治活動としてやっているんじゃないかと。やれるんじゃないかというところから、その反対があったわけですが、現時点ではもう小さな区においてですね、そういった子供会活動とか、いわゆる社会教育活動とか、もうほとんど難しくなっていると。であれば、逆にひとつのビジョンとしてそれに固執するものじゃないんですけども、まずは一番理想とする形をつくって、そして、その中で町としての方向性というものを示して、それに向けて各地区努力していくという考え方のほうが前に進むんじゃない

かなと思うんですが。副町長でも、町長でも結構ですが、お考えのほうお願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

刀根議員の質問はよく理解できます。それから広川町に先進地視察ということで行かれたということに報告も上がっております。今の芦屋町のいわゆる 30 区の自治区のあり方というご質問だろうと思うわけですが、このことに関しましてはもうずいぶん前から、今実際の地区名出されましたけど、山鹿においては 3 地区ぐらいですかね、芦屋においても 3 地区ぐらいということですね、区長会の会長さんも、非常に頭を悩まされておられるというのが現状であります。

行政の立ち位置でございますが、これやはり自治区というのは、自治区のそこの住民の方がみずから、いわゆる協力していろいろな活動ですよ、清掃だとかいわゆる隣組で助け合うとか、それは本来の精神であるわけでありまして、それを今、問題点を刀根議員が言われました、高齢化、それから高齢化とともに独居の高齢者の方、それから高齢者のご夫婦。それが今ふえているのは現状でございます。今さっきから、課長が説明しておりました、地域担当制というのはですね、そういう部分も含めて行政として、命令形式ではなく、お手伝いできる中に入って、実際何が問題でどうすればいいのかということの行政としてのぎりぎりのその支援というかですね、そういう形であります。

それから、自治区活性化資金というの、やはり財源がいるでしょうから、それを使って何とか自立してほしい、活性化してほしいという事を込めて、そういう補助金を出させていただいておるわけでありまして。なかなかですね、その地区地区、歴史、伝統、それから、人とのつながりとかですね、みずからその区がですね、いや、もう自分のところはこの区だけでちょっと活動やっっていけないと。ということで、なんとか行政のほうに仲立ちをお願いできないかとかですねというような形であればいいんですけど、その辺については区長会の、刀根議員も区長さんでありますので、その辺はよくご存知かと思うんですが、まあ町民体育祭にしても、いわゆる合同でされているとかですね、そういう工夫をいろいろいろいろされておるわけでございます。やはりこれは区長会さんがですね、先頭に立って何か音頭をとっていただければですね、行政としてもいろいろな形で、地区に出向いて行ってお話ができるのではないかと思います。

だから、行政が真っ先にですね、こことこ一緒にどうですかと言うのはちょっと今の状況では無理なのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

**○議員 3 番 刀根 正幸君**

確かにですね、難しい分野というところの分では理解できますけども、やはり新しいものをつくっていくひとつの生みの苦しみと言うんですか。そして、その中から新たなその地域という格好の考え方も私はいると思います。ですから、これは時間をかけてもよろしいかと思しますので、ひとつの方向性そのところだけですね、一応行政内部は行政内として検討し、そしてその中で調整していくということであろうかと思えます。

あわせて地区担当性という格好でそれをつくっていくということであればなおさらのこと、地区の実情とか内容とか、そしてそういった要望事項、修正する事項、そういったものをきちんとマップ上に落として、そしてその上で早期に進めていないと、どんどんひとつの地区離れとかですね、そういったものが進んでいくんじゃないかなと。これは例えでございませけれども、広川町におきましてはですね、ゴミの収集という格好で、各地区の中で、今、集積場所を定めています。区に入っていない方については直接役場に持ってきてくださいといった手段とか、もしくは広報あしやのところですね、今、嘱託で配付しておりますけれども、これも各自治区にとおして配っていただく。そのところの分は排除するわけではないんですが、いつでも公民館とか役場とかに置いてますよというふうな対応だったというように聞いております。やはりみんなでつくる元気な芦屋、まずその原点というのは全員が自治区に加入し、そしてその各々がやはり活動できる内容をひとつひとつ積み重ねていくことから入っていくんじゃないかなというふうに思いますので、今後ともこの内容につきましてはですね、検討していただき、進めていただきたいと思います。

次に、3 点目、みどりの広場の活用についてという事で、現状の利用状況についてお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本石 美香君**

それでは生涯学習課から、総合運動公園内にあります青少年野外訓練所みどりの広場の現状の利用状況につきましてお答えいたします。

みどりの広場は総合運動公園内に大きく二つのエリアに分けてつくられております。一つは総合体育館横のエリアと、中央グラウンド横のエリアの二つのエリアで、平成 21 年度までは 7 月と 8 月の期間限定でキャンプ場として運営をしておりました。しかし、宿泊利用者の減少とそれに伴いまして維持管理費の状況を鑑みまして、運営の見直しを行いまして、平成 22 年度にはテント宿泊施設としての利用を廃止いたしました。現在では中央グラウンド横エリアについては固定的な利用はなく、主に町民体育祭や大規模スポーツ大会における臨時駐車場として活用してお

平成 26 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

ります。ただ閉鎖はしておりませんので、普段は住民の方が散歩などにご利用なさっているようです。

一方、総合運動公園体育館横のエリアについては、炊事棟がありまして、夏以外の利用希望者が大変多かったことから、年末年始を除いて、年間を通じて日中にバーベキューなどができるように改正いたしまして、平成 25 年度は年間で 20 件、約 530 名の利用がありました。また、平成 25 年度にはこの炊事棟のエリアのほうに土俵を移設いたしまして、相撲教室や少年少女相撲大会の会場にもなっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

今の利用状況というのはわかりました。一応このところの部分ではですね、以前は青少年健全育成施設ということで、キャンプをしていくそのところのですね、いわゆる雑草とかあの部分ですね、全部刈った状態でその時期の部分で提供してたわけですね。ところが、収支が合わないというふうなところからですね、そういった形になっているのかもわかりませんが、基本的に青少年健全育成施設ということでの収支というものの捉え方、そのものが果たしていかなものかというふうに考えております。

つきましては、今の状態のところでも今後も管理をしていくのか、それともなんらかのところで、現状問題にという格好で、現状を踏まえ多目的に活用していく考えはないのかというところでですね、まず質問させていただきます。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

みどりの広場の多目的活用になるのですが、先ほど議員さんもお指摘のとおり、行財政改革による維持管理経費見直しですね。その結果、旧キャンプ場だった敷地、中央グラウンドの横になるんですけども、こちらについては樹木等が一部生い茂っており、また地形的にも起伏があることから、新たな活用ということをもし行っていく場合には、ある程度手を加えていく必要があると考えております。一方で、総合運動公園というのが、全体で昭和 63 年 3 月の開園以来、約 25 年を経過いたしますが、メイン施設である総合体育館、こちらなど各施設の老朽化がやはり出てきておるため、ある程度の改修を今後検討していく必要があります。また、平成 22 年度には住民の方々がグラウンドゴルフなど多目的に利用できるようにということで、総合体育館裏の造成地の一部に多目的広場を整備させていただきました。ただこれが今仮の整備状態であります。

平成 26 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

また隣接する土地には、将来病院移転が予定されていることから、この場所の今後の活用のあり方について、周辺整備を含めて検討していく必要があるのではないかとこのように考えます。

以上のことから、生涯学習課といたしましては、総合運動公園全体における施設の維持管理状況そして、利用状況、こういったことを考慮いたしまして、施設の改修、整備の検討において優先順位を決めさせていただきまして、かつ計画的に進めていくことといたしたいと思います。このため、みどりの広場につきましては、当面は草刈りなど必要最低限の樹木の維持管理は続けていき、現状の利用形態、臨時駐車場という利用が一番主になってくるんですが、こういった形で活用することといたしたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

これもですね、実は今回私たちが阿蘇かなんか行ったときに、いわゆる公園内に芝が張ってあましてね、そこでひとつの運動施設、いわゆるパークゴルフというのをやっている施設を見ました。そうするとその料金なり、またそれをとりながら施設そのものが適正に管理されているというふうにあったわけです。これは、それに限る必要はないと思うんですけども、やはりあの、何で今までそういうふうになったのは、草ぼうぼうになっていったのかとこころを考えたときに、あの周りにですね、樹木をぼんぼん植えとるんですよ。あの過去のところの部分であっているんですけども、それでいわゆる草刈りがしづらくなったとか、そういったところで従来は草刈機っていうんですか、それに乗ってからざっと、こう刈るやつがあったんですが、さほど時間を超えない中で、草刈りもきちんとやってそういう状態を見て、地域のいわゆる指導者というのは、これはキャンプ場にしましようとかいうことで、少年の船とかですね、そういった団体からもキャンプ場として利用があったわけです。それをやっぱりある程度ぼうぼうとした状態であれば、散歩していくところもいろんな支障があって、私は青少年健全育成施設といったところから考えていったときに、私は適正な管理というのが合法的にやれるようなそういったところが必要だと思いますので、今後、ひとつの施設を維持管理していくといったところですね、その点も含めて検討していただきたいと思います。

次に移ります。4 点目ふるさと納税について。23 年度から 25 年度までの納税額と納税者数をお知らせください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

平成 26 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

平成 25 年度が 54 件で 332 万 9,000 円余。平成 24 年度が 48 件で、445 万円余。  
23 年度が 48 件で 507 万 5,000 円余ということになっております。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

これがですね、今お聞きすると、年度を追うごとに少なくなっている状況にあるというふう  
に受け止められるんですが、その辺の原因は何かわかりますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

花火大会における、ふるさと納税額が減少傾向のためというふうを考えております。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

ふるさと納税と花火大会の義援金と何か関係するんですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

花火大会につきましては、ふるさと納税と一般賛助金といいたまいますか、協力金。この二つが  
あります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

じゃあ、あの純然たるふるさと納税というんですかね、いわゆるふるさと納税をした、それ  
に対して返していくというところの金額はどのくらいですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

花火大会もふるさと納税でございますが、花火大会を除いた金額といたしましては、25 年度  
が 35 件で 238 万 4,000 円余。24 年度が 36 件で、317 万円余。23 年度が 24 件で  
222 万円余という形になっております。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

大体内容はわかりました。

2 点目に移らせていただきます。他町では納税額に応じた記念品などを送付しているが、芦屋町ではどのようにというように書いております。これはですね、芦屋町のホームページを見たときに、税控除がありますね。あの税控除というところで、住民税と所得税という 2 段書きしてあるんですね。そうすると、それは選択をふるさと納税をした人がやれるのか、それとも、ともに控除されるのかというところはちょっと理解できませんでしたので、その点についてお答えください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まず、どのような記念品をしているのかという内容についてでございます。ふるさとを応援したい人の思いを実現するために、平成 20 年 4 月に地方税法等の一部が改正され、ふるさと納税制度が制定されております。芦屋町ではこの制度により、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄付金を設けております。芦屋町では、寄付への感謝を込めて 5,000 円以上の寄付をいただいた方に対し、より深く芦屋町の事を知っていただくために、お礼の品として芦屋釜の里で販売してあります和菓子を、また、希望される方には芦屋町史、芦屋釜展の図録を贈っております。また本年度からさらに、5 万円以上の寄付をいただいた方には、芦屋釜の里で制作された工芸品を贈呈しております。

次に、税の控除についてでございます。ふるさと納税制度の控除について、例えば、3 万円を寄付した場合、確定申告することで住民税が 2 万 5,200 円が本来付加されるべき住民税額が軽減される金額になります。また、所得控除分の 2,800 円が指定された口座に税務署から振り込まれます。この 2 万 5,200 円と 2,800 円を加えた金額が 2 万 8,000 円ということになります。ということで 3 万円寄付はしますが、本人負担額は実質 2,000 円になるというものでございます。この全額控除される寄付額は給与収入額、扶養の有無などによって異なってくるということになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

平成 26 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

申し訳ないけど、お聞きしながら理解できなかつたんだけど、あそこに 2 段書きしていますよね。一つは住民税、一つは所得税と。そうすると住民税が 2 万 5, 200 円引かれて、そして所得控除これは税額控除と思うんですが、2, 800 円というのは、所得税から 2, 800 円のみという格好になるのか、再度ちょっと確認いたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

例えばということで、もう一度。3 万円を寄付する場合、住民税が 2 万 5, 200 円、これが本来付加されるべき住民税額から軽減された金額が通知されてくるという事になります。所得税については 2, 800 円。これが税務署から口座に振り込まれるという事になります。ですから 3 万円寄付した場合、実質 2 万 8, 000 円がなんらかの形で軽減なり、返ってきますので、本人負担額は 2, 000 円ということになるということでございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

あとですね、一つ、記念品というところに出てきたんですが、これはある意味、釜の里のほうからなにかと、場合によっては図録をという格好でおっしゃったんですけど、その分の金額とは、大体どの程度の内容なんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

和菓子については 1, 000 円程度。それとそのもうひとつ工芸品につきましては非販売品ですから、金額がないという額になります。あくまでもプレミアム品ということを考えていただければ結構かと思います。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

これもあのテレビのほうで放映されていたんですけども、ひとつの発想の転換というところで、ふるさと納税というのがどんと上がってくると。そうすると、その辺を再度検討していきながら、より芦屋町にある程度入ってくればですね、それひとつの特定目的の中でですね、活用していくということで、今後もふるさと納税、これは遠くにいる人が芦屋町に対して応援しようというふうなところで、広がれば広がるほどいいと思いますので、その辺も含めて今後検討してい

平成 26 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

きたいと思います。

最後に、一応今年度というところの分で、選択と集中というところがテーマになっているようです。選択というのは一つのを、どれを集中的にやっていくかと。そういったところからですね、事業というものは広げていくという事が求められてまいりますので、今後一応やっていく場合には、やはり対費用効果、そして対地域づくりというところの部分です、十分に審議していきながら、効果あるものという形の中で検討していただきたいと考えております。

以上で一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。